

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第160号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「管 理 係」を
「管 理 係
燃料化施設係」に改める。

第4条第1項中「5人」を「6人」に改める。

第8条管理課の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 廃食用油燃料化施設の管理に関する事。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)